

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成二十一年十月五日

広島県西部農林水産事務所長 吉 野 栄 作

事業主体	財団法人広島県農林振興センター
地区名	上西谷本通地区
事業名	区画整理事業
完了年月日	平成一三年五月一四日